平成２４年（フ）第３３５号
岡山市北区青江１丁目５番31号　青江パークハイツＢ101、旧住所岡山市中区雄町170番地２　コーポラス雄町105後藤方
債務者　小山　英数
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７１号
東京都町田市本町田3486番地藤の台団地１―35―101
債務者　佐々木ヒデ子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６９３号
東京都昭島市朝日町２丁目１番17号コーポ壹番203号
債務者　宮橋　眞澄
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４０３号
横浜市磯子区磯子４丁目５番33号　エコーハイツ102号
債務者　前田マツ子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４７５号
神奈川県藤沢市藤沢３丁目４番27―Ａ―501号
債務者　斉藤林華こと　金　　林
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４８８号
神奈川県茅ヶ崎市美住町４番５―303号　フィオーレ茅ヶ崎
債務者　桑田　章子（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４９８号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目23番23号　88レジデンス206
債務者　平　　和雄
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１２号
静岡県藤枝市大東町732番地の１、旧住所静岡県島田市岸町1246番地の２
債務者　鈴木　光信
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９８号
静岡県磐田市二之宮1152番地　サンビーム仙水Ｂ―101
債務者　鈴木　富子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１５３６号
大阪市東住吉区杭全２丁目10番３―1003号
債務者　江口　和郎
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９５２号
大阪府八尾市青山町２丁目11番20―203号
債務者　平戸千加美
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０５７号
大阪府八尾市久宝寺２丁目１番１―307号、前住所大阪市住之江区北加賀屋５丁目６番18―410号
債務者　桑原正代こと　姜　　正代
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４１号
岡山市南区妹尾2274番地13
債務者　内田　梨沙
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１号
熊本県天草市栄町15番３号　濱洲方
債務者　津田　渉子（旧姓濱洲）
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月27日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第３２号
熊本県天草市栄町15番３号
債務者　濱洲　弘幸
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月27日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部